

滞在型旅行（ロングステイ）推進事業助成金交付要領

3 公東観地事第262号

令和3年6月17日

3 公東観地事第558号

令和3年10月28日

4 公東観地事第156号

令和4年4月25日

4 公東観地事第1127号

令和4年10月25日

5 公東観地事第293号

令和5年4月27日

滞在型旅行（ロングステイ）推進事業助成金の交付については、滞在型旅行（ロングステイ）推進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、本要領の定めるところによる。

第1 内容変更

要綱第11条第1項に定める「内容を変更しようとするとき」とは、事業計画の目的又は特徴に影響を及ぼす範囲の変更、導入する機器設備の変更をいう。

第2 財産処分

- 1 要綱第26条第4項における財産処分による東京観光財団への納付金の算出方法は、次の算式によるものとする。

$$E = (A - B) \times D / C$$

ここでは、

A:当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格をもって、処分により得た収入とみなす

B:助成事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C:当該処分財産の「助成事業に要した経費」

D:Cに対する当該助成金の確定額

E:東京観光財団への納付金

- 2 東京観光財団への納付金額は、当該助成金の確定額から要綱第26条第4項に基づく納付金を控除した金額を限度とする。

附 則

この要領は令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要領は令和3年10月28日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月25日から施行する。

附 則

この要領は令和4年10月25日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月27日から施行する。